



農業委員会だより

発行：南種子町農業委員会

編集：農業委員会振興部

電話：農業委員会事務局

0997-26-1111

(内線 300・301・302)

Minamitané Town Board of Agriculture Information



目 次

新年のご挨拶・農業委員会の主な活動内容	2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介	3
農地貸借制度・農地売買等事業・農地パトロールを実施	4
農地転用・農地の貸し借りや売買・相続等	5
令和4年現地調査・定例総会予定表・令和2年度農業委員会事務処理状況	6
農業者年金に加入して安心して豊かな老後を・農業者年金受給者の皆さんへ	7
新規就農者紹介・不動産登記法制度改正・全国農業新聞・編集後記	8



南種子町農業委員会
会長 石堂 かよ子

新年あけましておめでとうございます

各ご家庭においてそれぞれの新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

南種子町農業委員会は、令和2年7月の改選により新体制で業務を行い一年が経過しました。農業委員会の必須業務は「農地等の利用の最適化の推進」であり、その業務推進のため、農業委員・農地利用最適化推進委員共にその使命を果たすべく邁進いたします。

昨年を振り返りますと、一昨年に続き新型コロナウイルスが猛威をふるい、全国的にワクチン接種が行われたことは記憶に新しく、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、需要と供給のバランスが崩れ、生産農家の収入減に繋がりました。しかし、そういった中において令和3年度早期米の集荷においては前年比102.5%と上回り、畜産（肉用牛）においても販売価格は概ね横ばい状況です。また、去年は台風の影響が少なくサトウキビの生育に関しては順調で最盛期を迎えています。一方で、基幹作物である甘藷は基腐病により深刻な被害を受け甘藷栽培農家を悩ませていることから対策を推進し、早期の生産回復を図り、令和4年は豊作の年でありますよう念願してやみません。

農業委員会に課せられた使命は、農業を成長産業として位置づけ農業所得を増やし、農業・農村を元気にすることが最大の目的と考えます。今後とも各種補助事業を活用し、農地の利用集積の促進、担い手農家への農地の集積、認定農業者への経営確立の支援、遊休農地や違反転用の発生防止・解消のため、農地パトロールなど「人と農地」対策を中心に、農地基本台帳の整備を実施し、農地地図システムを活用した地域農業振興に取り組んでまいります。

今後とも皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、農家の皆様の更なる飛躍が期待されることを願いつつ今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るため、農地パトロールを実施し、遊休農地の調査・解消、無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

★ 農業委員

1. 農地の貸借や売買の許可・決定など及び農地転用などへの意見
 - 1) 農地の貸借や売買の許可・決定
 - 2) 遊休農地に対する措置
 - 3) 農地転用許可への意見※違反転用への対応
2. 農地利用最適化推進指針等の作成

★ 農地利用最適化推進委員

1. 担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
 - 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
 - 2) 遊休農地の発生防止・解消
 - 3) 新規参入への支援活動
2. 総会などに出席し、農地利用の最適化推進
3. 農地利用最適化推進指針の作成に参画

農地に関する相談は、ご気軽にお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

南種子町農業委員の紹介

※農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ

氏 名	担当地区	TEL	氏 名	担当地区	TEL
石堂 かよ子 ＜会 長＞	荃永全域	26-7645	小山 幸良	島間（仲之町・小平山）	26-4035
西田 三郎 ＜職務代理＞	上中（上野・焼野・仲西・西之町・山崎）	26-0319	寺内 秀昭	下中全域	24-1819
高田 真盛	西之（崎原・下西目・小田・前之原）	26-6467	河野 律雄 ＜振興部長＞	西之（田代・本村・平野・上瀬田・野大野）	26-0694
牛野 進一郎	西海	26-0654	古市 道則 ＜農地部長＞	長谷全域	26-0524
久保田 力雄	島間（田尾・向方・大久保）	26-4937	中畠 一三	平山全域	26-7656
砂坂 浩一郎	西之（木原・野尻・砂坂・管造牧）	26-6503	中之蘭 堅二郎	上中（大字都・上之平・本町・共栄・新栄町・河内）	26-0790



石堂 かよ子



西田 三郎



高田 真盛



牛野 進一郎



久保田 力雄



砂坂 浩一郎



小山 幸良



寺内 秀昭



河野 律雄



古市 道則



中畠 一三



中之蘭 堅二郎

南種子町農地利用最適化推進委員の紹介

氏 名	担当地区	TEL	氏 名	担当地区	TEL
向井 克巳	平 山	26-7070	中峯 哲義	西 海	26-0470
片板 大作	荃 永	26-7736	崎田 善昭	島 間	26-4345
中園 廣行	下 中	26-6549	雨田 俊孝	長 谷	26-0418
小脇 尚武	西 之	26-1698	原田 晃生	上 中	26-0395



向井 克巳



片板 大作



中園 廣行



小脇 尚武



中峯 哲義



崎田 善昭



雨田 俊孝



原田 晃生

農地を貸したい、借りたい人のための制度

農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作が続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手や新規に農業を始めたい方などに貸し付ける公的機関。農地の集積・集約化を進めるため、中間的受け皿となる組織です。

- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに貸したい。

出し手

貸出意向の表明

- 利用意向調査
- 人・農地プランアンケート

受け手

公募への応募

- 借りたい農地の情報

- ・経営農地の拡大を検討中の方！
- ・分散した農地の集約化を検討中の方！
- ・新規に農業を始めたい方！

あっせん・マッチング

農地を貸す期間はできるだけ10年以上とします。

農地中間管理機構

- 受け手（担い手）が見込める農地を借り、受け手（担い手）へ貸し付けます。
- 借受農地の管理を行います。

賃料は、地域の水準を基本とします。

農地売買等事業を活用してみませんか？

農地売買等事業の仕組み



所有者

離農・規模縮小したい
農地を相続したが売りたい

申出

耕作者

新規就農したい！
規模を拡大したい！

申出

市町村農業委員会

- ・売買相手方の調整
- ・売買額の設定
- ・借受者の経営状況の確認など

協議

鹿児島県地域振興公社 (農地中間管理機構)

- ・耕作者からの聞き取り
- ・現地調査・審査・各種事務手続きなど

買入後すぐに入金

買入



原則3年以内に売渡

売渡

～限りある農地を守るために！～

農地パトロールを実施！



農業委員会は、定期的に農地パトロールを実施しています。特に5月と11月を強化月間として位置づけ、農地部員による農地パトロールを実施しました。

農地の利用状況を確認し、遊休農地の解消など農地を有効利用する活動の一環としてパトロールを行います。

また無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し、これらの農地については是正指導を行うこととしています。

農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ!

農地を農地以外に利用する場合は、農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が200㎡未満）があります）
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林する
- 太陽光発電設備を設置する など



農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けずに農地を転用する場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、罰則の適用もあります。

※農地を埋め立てたり、掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

農地の貸し借りや売買はどうしたら？

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など）、または貸し借りをする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には、この許可書が必要となります。）

- 今まではなんとか耕作してきたけど、後継者もないので処分したい。
- 経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
- 農地を相続したんだけど、自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？

このような場合には、農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談ください！



相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、所在する農業委員会への届出が必要です。

- 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。

農業委員会

届出



令和4年 現地調査・定例総会予定表 (研修センター・2F大会議室・傍聴可能)

申請書 締切り		現 地 調 査			定 例 総 会		
月	日	日	曜日	時間	日	曜日	時間
1 月	12/28	11	火	9:00	25	火	9:30
2 月	1/31	10	木	9:00	25	金	9:30
3 月	2/28	10	木	9:00	25	金	9:30
4 月	3/31	11	月	9:00	25	月	9:30
5 月	4/28	12	木	9:00	25	水	9:30
6 月	5/31	10	金	9:00	27	月	9:30
7 月	6/30	11	月	9:00	25	月	9:30
8 月	7/29	10	水	9:00	25	木	9:30
9 月	8/31	12	月	9:00	26	月	9:30
10 月	9/30	11	火	9:00	25	火	9:30
11 月	10/31	11	金	9:00	25	金	9:30
12 月	11/30	12	月	9:00	26	月	9:30

令和2年度 農業委員会関係事務処理状況

1. 利用権設定等事務（農地法第3条，農業経営基盤強化促進法）

種 別		件 数	筆 数	面積(m ²)
3条合計	田	47	33	42,381
	畑		52	99,303
	計		85	141,684
農地の貸借合計	田	55	65	105,809
	畑		63	194,489
	計		128	300,298
合 計		102	213	441,982

2. 農地法第4条・5条関係事務

上段:筆数・下段:面積(m²)

種 別	田	畑	計
4条申請	0	0	0
	0	0	0
5条申請	1	6	7
	500	2,579	3,079
計	1	6	7
	500	2,579	3,079

3. 非農地証明願 上段:筆数・下段:面積(m²)

種 別	田	畑	計
非農地証明願	5	3	8
	1,010	1,936	2,946

4. 農地売買等事業

	件 数	面 積	金 額
買 入	2 件 (5筆)	11,225 m ²	2,271,300 円
売 渡	1 件 (2筆)	6,299 m ²	1,284,996 円
計	3 件 (7筆)	17,524 m ²	3,556,296 円

5. 賃借の終了関係通知事務 上段:筆数・下段:面積(m²)

種 別	件 数	田	畑	計
賃借終了通知	52	74	70	144
		103,873	209,523	313,396



女性農業者の みなさんへ

農業者年金は
国民年金に上乗せできる
あなた自身の積立年金です

老後生活
への備えは
十分ですか？

ポイント

1

農業者年金は「終身年金」ですので、
女性の長い老後を**しっかりサポート**します。

ポイント

2

家族経営協定を結べば
保険料の国庫補助も受けられます。
女性の農業経営への参画を**しっかり応援**します！

ポイント

3

保険料が全額社会保険料控除の対象で、
高い節税効果！

詳しくは… 農業者年金基金 検索

<https://www.nounen.go.jp>





新規就農者紹介



アマダ シュンヤ
雨田 俊哉 (36歳)
(摺久保集落)

【経営内容】スナップエンドウ 14a・
オクラ 1a・レザーリーフファン 20a

農業大学を卒業後、JAいぶすきの営農指導員や役場総合農政課にて農業に携わる仕事をしてきましたが、そうする中で自分でも農業経営をしてみたいと思うようになりました。現在、スナップエンドウとオクラ、レザーリーフファンの栽培に取り組み規模拡大を図り、良品質作物の生産を目指し、安定収入を確立することを目標としています。また、親も農業をしているため、先々はその土地を引継ぎ土地の集約を図り高齢で離農者が増える中、地元集落の農地が荒れないよう農地保全の一助になればと話してくれました。

知っていますか？

相続登記制度が新しくなりました！

Q1 法律が変わり、不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されると聞いたのですが、なぜですか？

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、令和3年4月成立し、相続登記が義務化されました。

Q2 長期間、相続登記をしないままの不動産があるのですが、今すぐに登記をしないといけませんか？

相続登記が義務化される制度は、令和6年からスタートする予定です。また、相続登記の申請については、制度のスタートから3年間の猶予期間があります。

Q3 相続登記をしない場合には罰則があると聞いたのですが、本当でしょうか？

新しい制度では、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

例えば、関係者が多くて必要な資料を集めるのが難しい場合などは、罰則の対象になりません。

全国農業新聞



毎週金曜日発行 B3版 8～10頁建
購読料 1ヶ月 700円[送料, 税込み]

お申込みは農業委員会事務局・地区担当農業委員・
農地利用最適化推進委員へお問い合わせ下さい。

経営とくらしに役立つ情報をお届けします！

編集後記

振興部では、年1回「農業委員会だより」を発行しています。

その中で委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々へ農業に関係する情報を分かりやすくお届けできたらと思っています。

昨年は任期満了に伴い委員改選し新体制となり一年が経ちました。農業委員・農地利用最適化推進委員は各地区の農業者の代表者として、身近な相談相手として今後とも活動してまいります。

新年を迎え、新たな気持ちで農業委員・農地利用最適化推進委員一同頑張りますので今後ともご指導・ご協力をお願いいたします。



振興部長 河野 律雄
委員 石堂 かよ子

高田 三郎
西山 真盛
小山 幸良
寺内 秀昭